

新型コロナウイルス（COVID-19）について（令和2年2月26日発出領事メール）

1 当国においては、本日（2月26日）時点で新型コロナウイルス（COVID-19）感染者は確認されていませんが、アイルランド公衆衛生緊急チーム（National Public Health Emergency Team）は、2月25日、感染影響地域リストを拡大し、中国本土に加え、日本、シンガポール、香港、韓国、イラン、イタリア4地域（ロンバルディア州、ベネト州、エミリア-ロマーニャ州、ピエモンテ州）をリストに含めるよう勧告しました。これにより、アイルランドの公衆衛生上の勧告は以下の内容に更新されました。

- ・至近14日間に感染影響地域（中国本土、韓国、日本、シンガポール、香港、イラン及び北イタリアの4地域）に滞在し、(COVID-19に関連する)症状がある場合は、自己隔離をし、家庭医（GP）に電話連絡する。

- ・至近14日間に COVID-19 陽性が確認された事案に緊密に接触した場合で、(COVID-19に関連する)症状がある場合は、至急自己隔離をし、家庭医（GP）に電話連絡する。

- ・至近14日間に感染影響地域（中国本土、韓国、日本、シンガポール、香港、イラン及び北イタリアの4地域）に滞在し、健康な場合は、保健サービス委員会（HSE）ホームページ（www.hse.ie）の助言を確認する（以下2参照）。

2 アイルランドの公的医療サービス提供母体である保健サービス委員会（Health Service Executive：HSE）のホームページでは、感染影響地域から戻ってきた方への勧告が記されており、その概要は以下のとおりです。

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/advice-for-people-returning-from-affected-areas.html>

（感染影響地域に最近渡航、またはコロナウイルスに接触した恐れがある場合）

中国、香港、イラン、日本、シンガポール、韓国、イタリアのロンバルディア州・ベネト州・エミリア-ロマーニャ州・ピエモンテ州のいずれかの地域に至近14日間滞在した場合、HSELive（1850 24 1850）に電話をする。更に、コロナウイルス陽性を持つ者に接触した場合やコロナウイルス治療を受けている者が入院している病院や医療機関を訪れた場合も電話をする。電話をした場合、以下の質問・指導があります。

※電話受付期間：月～金；午前8時～午後8時、土・日；午前10時～午後5時

- ・滞在詳細、滞在地、コロナウイルス陽性を持つ者との接触の有無、コロナウイルスの治療を受けている者が入院している病院や医療機関を訪れたか否か、コロナウイルスの症状の有無

- ・健康であり、コロナウイルスに接触していない場合は、14日間症状を観察しながら、通

常通り生活、出勤するよう告げられます。

・コロナウイルスを持つ者に接触した場合は、14日間観察され、医師が毎日電話連絡をして健康状態を確認します。この14日間は、出勤を控えることを含め、可能な限り他の者と離れて生活することが求められます。

(感染影響地域に至近14日間に滞在し、咳、発熱、息切れまたは呼吸困難の症状がある等体調が優れない場合)

・家庭医（GP）、救急部門、学生ヘルスケアセンターに至急電話連絡をする。自宅待機する。他人との接触を避ける。症状が軽い場合でも上記アドバイスに従う。

・家庭医（GP）、救急部門、学生ヘルスケアセンターに直接赴いてはならない（まずは電話連絡をすること）。家庭医（GP）または医師が、電話で次に取るべき行動を指導する。

3 また、アイルランドから別の国への渡航を計画されている方については、以下の日本外務省の海外安全ホームページで、訪問予定国の最新情報の入手に努めて下さい。

(日本外務省の海外安全ホームページ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(参考：アイルランド外務貿易省の渡航情報)

<https://www.dfa.ie/travel/travel-advice/a-z-list-of-countries/>

在アイルランド日本国大使館